

平成30年6月29日

公益財団法人 福岡県農業振興推進機構
理事長 渡邊 大起 様

福岡県農地中間管理事業評価委員会
委員長 磯田 宏

平成29年度農地中間管理事業に係る評価意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、評価委員会として下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 評価の期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日
- 2 評価委員名 磯田 宏、花田一美、小林賢一
- 3 評価意見書 別紙のとおり

以上

平成 29 年度農地中間管理事業に係る評価意見書

1. 事業の実施状況について

平成 29 年度の貸付実績は 1,047ha と、目標 1,500ha を下回った（達成率 69.8%）ほか、過去 2 か年の実績（平成 27 年度 1,804ha、平成 28 年度 1,741ha）と比較しても大きく減少した。

これは、①農地集積協力金の単価が引き下げられ、出し手に働くインセンティブが弱くなったこと、②条件の良い農地が先行して集積された結果、受け手が借りにくくなっていること、③これまで集落営農組織の法人化に伴って貸付実績が伸長した背景があり、大型の集落営農組織の法人化がほぼ終息したことなどが要因と思われる。

一方、新たに 4 市町が事業に取り組むとともに、貸付実績に合わせて担い手への農地集積面積も増加していることから、県の農業振興に対しては、一定程度貢献していると思われる。

しかしながら、平成 29 年度までの累積目標 6,000ha に対し、貸付実績累計は 5,154ha（達成率 85.9%）に止まっていることから、今後は、これまで以上に農地バンク機能を発揮し、事業推進することが求められる。

については、法人化された集落営農組織に対する推進に加え、「平成 30 年度農地中間管理事業の推進方針」にも掲げている各市町村における重点地区、基盤整備地区を対象とし、更なる推進を図るとともに、集積の進んでいない地域・市町村に対する働きかけを強化する必要がある。

2. 事業の推進体制について

本部職員及び各農林事務所に配置した地域推進員が、積極的に地域に足を運び、集落営農組織の法人化、簡易な基盤整備に関する話し合い等に出席するなど、地道な活動が行われていることは評価できる。

今後は、平成 30 年 9 月までに農業委員会に設置される農地利用最適化推進委員と連携し、農地利用の最適化に効率的に取り組む必要がある。

また、本部職員も事務処理体制を充実させたことにより、契約事務、賃料の徴収、支払事務など円滑に処理できているが、今後本格化する「農地中間管理機構関連農地整備事業」や土地所有者の死亡等変更申請などの増加する業務にも適切に対応できる体制強化が必要である。

3. 関係機関等との連携について

農地集積面積の拡大を図っていくためには、県・市町村・農業委員会・JA 等の関係機関と連携が不可欠であり、新たに市町村新任担当者の理解促進を図るため研修会を開催するなど、連携に取り組んでいる。

今後も、農地中間管理事業の目標を達成するためには、地域の実態に応じた個別に具体的な対応策を講じ、関係機関との連携をさらに強化する必要がある。

4. 農地の出し手の掘り起こしについて

出し手の情報を多く保有する担い手に対する掘り起こしの働きかけ、並びに市町村・JAの広報紙への機構事業のPRなどにより出し手の掘り起こしを実施している。

しかし、依然として制度自体を知らない出し手が数多く存在すること、並びに、農地を機構に預けることに不安を持った出し手も存在することなど、必ずしも十分に周知されていない側面もある。

については、関係機関と連携し、いままでの取組に加え、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業等の集落での話し合いの機会を活用し、公的機関が存在して農地を賃貸借する制度であることを、再度パンフレットやホームページ及びメディアを活用し周知を図り、制度に対する理解を得ることが必要である。

5. 農地の受け手の掘り起こしについて

担い手農業者との意見交換会を開催し、事業の周知や意見、要望を聴取するとともに、市町村・JAの広報紙に事業のPRを掲載するなど受け手の掘り起こしに努力している。

しかし、地域によっては、まだPRが必要と考える担い手が存在する状況があるので、引き続き担い手との意見交換会を活発に開催し、更なる制度の周知を図る必要がある。

また、法人化した集落営農組織の中には、役員の高齢化等により経営継続が困難となりつつある法人も見られることから、担い手への集積が後退しないよう、永続性のある法人経営の確立に向け、関係機関と連携し、これらの法人に対する支援にも取り組む必要がある。

個別大規模経営体に対しては、農地集積だけでなく面的集約化が経営効率化に繋がることから、そうした面的集約化のニーズを圃場図の活用や担い手組織との情報交換等を通じて掘り起こしていくこと、及びそれに必要な支援策の検討も必要である。

6. 各種関連事業と連携した集積促進

平成29年度においては、農地利用最適化推進委員との連携による茶園の集積や果樹経営支援対策事業(国庫補助)を活用した果樹園の集積など、新たな取り組みによる事業推進が行われたことは評価できる。

平成30年度からは、機構の利用権設定を前提とした「農地中間管理機構関連農地整備事業」が実施されることから、農家や関係機関と連携して各種関連事業に絡めて、更に農地中間管理事業の推進に取り組む必要がある。

7. 総括

農地を担い手に集積させていくためには、農業者等が制度を熟知し、地域での十分な話し合いによる人・農地プランの制定、見直しを行うことが最も重要と思われるので、人・農地プラン検討会へ受け手農家の情報を機構職員が速やかに提供する必要がある。

担い手は、農地の面的集約だけではなく、基盤整備による農地の質的な改良により生産性や収益性が向上することを期待しているので、関係機関と連携し、基盤整備に関する対応を適切に行う必要がある。

また、水田に留まらず畑地(野菜畑)、果樹園、茶園等への中間管理事業活用を拡大する。

なお、九州北部豪雨により朝倉地域の農地に甚大な被害が出ており、農地の復旧に際して、農地中間管理事業の有効活用について検討する必要がある。